

JECC調査課レポート ～民間企業などのマイナンバー対応編～ 技術調査部調査課

本企画では、読者の方々に有益な情報をお届けします。今回は、民間企業がマイナンバー制度で求められるシステム対応などについて特集します。

マイナンバーは「行政手続きにおける特定の個人の識別を特定するための番号」として利用されるが、民間企業においても具体的には、税務署に提出する法定調書に従業員や株主などのマイナンバーを記載したり、健康保険、雇用保険、年金などの場面で提出を要する書面に従業員等のマイナンバーを記載することとなる。

2016年1月からのマイナンバー制度利用開始に先立ち、2014年12月に民間企業・金融機関向け「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」が決定された。

マイナンバーの利用範囲はマイナンバー法で定められた社会保障、税及び災害対策に関する事務に限られ、マイナンバー法で規定された場合を除いて、マイナンバーの提供・収集が制限されている。また、安全管理については、マイナンバーの保管・廃棄に関する留意事項、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムへのアクセス制御など、適正な取り扱いを確保するために最低限守るべき事項や具体例が記述されている。

民間企業においても、マイナンバーを漏洩した場合などの行為に対しては罰則が適用され、個人情報保護法よりも厳しい罰則規定となっている。

民間企業が取り扱う主な法定調書としては源泉徴収票、支払調書が挙げられるが、提出の際にはマイ

ナンバー、法人番号の記載が求められ、帳票出力のためのシステムを改修する必要がある。具体的には、各帳票の指定された場所（図1）に正しく印字するため、マイナンバーと法人番号の取り込みや帳票の仕様変更、プログラムの改修が必要となる。管理面では、従業員、扶養親族や講演者などのマイナンバーや法人番号のシステム管理において、既存のデータベースにマイナンバーを組み込むか、マイナンバー専用の新規データベースの構築などが想定される。

健康保険組合関連では、2017年7月開始の情報連携において、他情報保有機関への情報照会と情報提供を行うために業務システムを対応させる必要があり、2014年10月に厚生労働省から公表された「番号制度導入の手引き（ガイドライン）」に対応方法が記載されている。また、インターフェイスシステムと中間サーバーの新設、

（図1）マイナンバー、法人番号の記載場所

The figure shows a tax form with several tables. Red boxes highlight specific fields for data entry:

- 支払を受ける者のマイナンバーなどを記載**: Points to the 'マイナンバー' field in the '支払を受ける者' table.
- 支払者の法人番号などを記載**: Points to the '法人番号' field in the '支払者' table.
- 配偶者、扶養親族のマイナンバーを記載**: Points to the 'マイナンバー' field in the '配偶者、扶養親族' table.

出所：国税庁ホームページ、官報を一部加筆

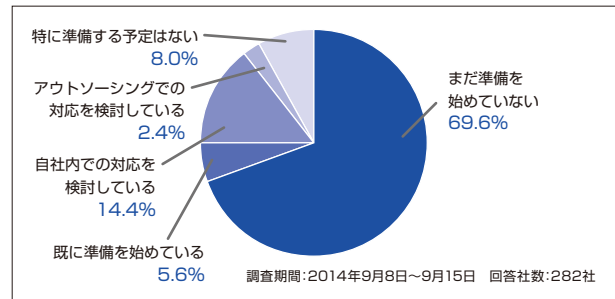
既存業務システムの改修が求められるが、医療保険者向け中間サーバーは医療保険制度別に集約しての設置が想定される。既存システムの改修費用は、2014年度～2016年度で厚生労働省が全額補助を行うとしている。

企業年金分野では、施行当初からのマイナンバー利用（情報提供ネットワークシステムへの接続）は見送られた。

マイナンバー制度に関するシステム対応においては、民間企業のシステム対応費用は全額自社負担となる。人事給与システム改修などのために、2015年度のシステム対応予算獲得が必要になってくる。予算確保の困難な企業は費用の捻出も今後の課題となる。また保管期限経過後のマイナンバーの廃棄を考慮したシステム対応が求められ、中小企業（従業員100名未満）以外の企業は廃棄した記録を保存する必要がある。特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域を明確にし、データの暗号化、パスワード管理といった物理的な安全管理措置もガイドラインでは求められている。

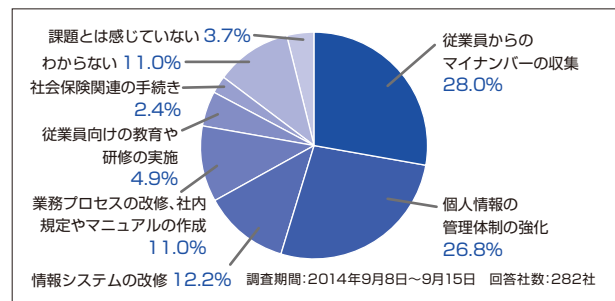
これらマイナンバー制度への対応状況（図2）だが、2014年9月の時点で「まだ準備を始めていない」とする企業が全体の約7割という調査結果が出ている。これらのことから、特に中小企業においてシステム対応が進んでいない状況が見られ、さらなるマイナンバー制度の周知が必要であろう。また、企業のマイナンバー制度に対応するうえでの課題（図3）については、「従業員からのマイナンバーの収集」（28.0%）、「個人情報の管理体制の強化」（26.8%）の回答が上位を占めている。システム

（図2）マイナンバー制度への対応状況



出所：アイ・キュー プレスリリース（2014年9月29日）

（図3）マイナンバー制度に対応するうえでの課題



出所：アイ・キュー プレスリリース（2014年9月29日）

対応以外にも、従業員のマイナンバー収集などで民間企業の事務負担が増大する点にも留意しておきたい。

マイナンバーは、個人情報保護法よりも厳重な管理が求められ、新たなデータベース構築などでIT投資の機会となることが期待されるため、IT業界においては、今後の動向に注視する必要があるだろう。